議会運営委員会

令和７年５月30日
委　員　会　室

１　開　会

２　協議事項

⑴　第 108回６月定例会の運営等について
　　定例会の日程等について

⑵　西脇市議会基本条例の検証について

３　その他

第 108回西脇市議会６月定例会の日程等について

１　上程予定議案とその取扱いについて
（別紙のとおり）

２　日程及び会期

⑴　日　程

６月４日	（水）	午前９時30分から	議案説明会
６日	（金）	午前９時30分から	議員協議会
		午前10時00分から	本会議（第１日）
		≪本会議終了後、資料請求打合せ≫	
９日	（月）	正午	議案質疑通告締切・定期監査結果報告書に対する質疑通告締切
12日	（木）	午前10時00分から	本会議（第２日）
13日	（金）	午前９時30分から	文教民生常任委員会
16日	（月）	午前９時30分から	総務産業常任委員会
17日	（火）	午前９時30分から	予算常任委員会
18日	（水）		委員会予備日
		正午	一般質問通告締切
20日	（金）	正午	討論通告締切
（一般質問の通告数等により、午後１時30分から議会運営委員会を開催）			
25日	（水）	午前９時30分から	議員協議会
		午前10時00分から	本会議（第３日）
26日	（木）	午前10時00分から	本会議（第４日）
27日	（金）		予備日
30日	（月）	午前９時30分から	議会運営委員会

⑵　会　期
６月６日（金）から６月27日（金）までの22日間

３　会議録署名議員

第１日	３番	藤原	哲也	議員	16番	寺北	建樹	議員
第２日	４番	杉本	佳隆	議員	15番	林	晴信	議員
第３日	５番	森脇	久夫	議員	14番	村井	正信	議員
第４日	６番	藤原	桂造	議員	13番	浅田	康子	議員

４　議案質疑・定期監査結果報告書に対する質疑通告締切
　　６月９日（月）　正午

５　一般質問通告締切
　　６月18日（水）　正午

６　討論通告締切
　　６月20日（金）　正午

７　その他
・６月10日（火）
　文教民生常任委員会　その他質疑締切、請求資料配布
・６月11日（水）
　総務産業常任委員会　その他質疑締切、請求資料配布
・６月12日（木）
　予算常任委員会　請求資料配布

※　総務産業及び文教民生常任委員会の「その他」において、「令和６年度の事務事業評価の実施事業」を報告

（別紙）第 108回西脇市議会定例会（令和７年６月）

議　案　等	件　　名	６月６日(金) 午前10時 本会議	６月12日(木) 午前10時 本会議	13日(金) 午前９時30分 文教民生	16日(月) 午前９時30分 総務産業	17日(火) 午前９時30分 予算	25日(水) 午前10時 本会議	26日(木) 午前10時 本会議	27日(金) 午前10時 予備日
西監報第３号	例月出納検査の結果について（報告）	諸報告		……	（調　査）	……			
西監報第４号	例月出納検査の結果について（報告）	〃		……	（　〃　）	……			
西監報第５号	令和６年度定期監査結果報告書	〃		……	（　〃　）	……			
報告第２号	令和６年度西脇市一般会計繰越明許費の繰越しについて	〃		……	……	（調　査）			
報告第３号	令和６年度西脇市水道事業会計予算の建設改良費の繰越しについて	〃		……	……	（　〃　）			
報告第４号	令和６年度西脇市下水道事業会計予算の建設改良費の繰越しについて	〃		……	……	（　〃　）			
報告第５号	令和７年度一般財団法人西脇市住民サービス公社事業計画及び予算の報告について	〃		（調　査）	……	……			
報告第６号	令和７年度公益財団法人北播磨地場産業開発機構事業計画及び予算の報告について	〃		……	（調　査）	……			
報告第７号	令和７年度公益財団法人西脇市文化・スポーツ振興財団事業計画及び予算の報告について	〃		（調　査）	……	……			
報告第８号	損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	〃		……	（調　査）	……			
報承第１号	西脇市税条例の一部を改正する条例の制定について	提案説明	質疑～ 委員会付託	……	……○……	……	委員長報告 ～採決		
議案第38号	令和７年度西脇市一般会計補正予算（第１号）	〃	〃	……	……	……○……	〃		
議案第39号	令和７年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	……	……	……○……	〃		
議案第40号	工事請負契約（天神池スポーツセンター温水プール空調・給湯設備等改修工事）の締結について	〃	〃	……	……○……	……	〃		
議案第41号	損害賠償の額の決定について	〃	〃	……	……○……	……	〃		
議員提出 議案第２号	西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画の見直しを求める決議	〃	〃	……○……	……	……	〃		
請願第１号	「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出」に関する請願	紹介議員説明	〃	……	……○……	……	〃		
—	西脇市議会議員の派遣について						議長提案・即決		
—	文教民生常任委員会所管事項の閉会中継続審査の申出について						委員長申出・ 即決		
—	総務産業常任委員会所管事項の閉会中継続審査の申出について						〃		
—	議会運営委員会所管事項の閉会中継続審査の申出について						〃		
—	一般質問						○	○	

第 108回市議会定例会提出議案の概要

◆報承第１号　西脇市税条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正の理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。（本条例改正については、令和７年３月31日付けで専決処分）

２　改正の概要

⑴　軽自動車税種別割の税率区分の見直しについて

⑵　長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額措置に係る申告手続の見直しについて

⑶　その他所要の改正（引用条項等）

３　施行日

令和７年４月１日

◆議案第38号　令和７年度西脇市一般会計補正予算（第１号）

・鉄道利用促進事業

・日本のへそ西脇地域食材でおもてなし支援事業

・上記のほか、所要の補正

◆議案第39号　令和７年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第１号）

・国県支出金等返納事業

◆議案第40号　工事請負契約（天神池スポーツセンター温水プール空調・給湯設備等改修工事）の締結について

１　契　約　金　額　　207,900,000円

２　契約の相手方　　株式会社バンテック

３　工　　期　　議決の日から令和８年３月13日まで

◆議案第41号　損害賠償の額の決定について

１　損害賠償の額

1,650,000円

２　事故の概要

⑴　事故発生日時

令和７年３月３日午前10時00分頃

⑵　事故発生場所

西脇市高田井町地内

⑶　事故の状況

市管理地の樹木が強風により折れ、隣接する住宅敷地に駐車してあった相手方車両の後部に当たり、損傷を与えた。

第 108 回市議会定例会提出議案

（R７．５．30 告示）

議 案 等	議　　案　　名	内　　容	提案説明者
報承第１号	西脇市税条例の一部を改正する条例の制定について	地方税法等の改正に伴う所要の改正	総務部長
議案第38号	令和７年度西脇市一般会計補正予算（第１号）	所要の補正	副 市 長
議案第39号	令和７年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第１号）	所要の補正	〃
議案第40号	工事請負契約（天神池スポーツセンター温水プール空調・給湯設備等改修工事）の締結について	天神池スポーツセンター温水プール空調・給湯設備等改修工事請負契約の締結	都市経営部長
議案第41号	損害賠償の額の決定について	損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第１項第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。	建設水道部長
報告第２号	令和６年度西脇市一般会計繰越明許費の繰越しについて	地方自治法施行令第 146条第２項の規定による繰越の報告	－
報告第３号	令和６年度西脇市水道事業会計予算の建設改良費の繰越しについて	地方公営企業法第26条第３項の規定による繰越の報告	－
報告第４号	令和６年度西脇市下水道事業会計予算の建設改良費の繰越しについて	地方公営企業法第26条第３項の規定による繰越の報告	－
報告第５号	令和７年度一般財団法人西脇市住民サービス公社事業計画及び予算の報告について	地方自治法第 243条の３第２項の規定に基づく報告	－
報告第６号	令和７年度公益財団法人北播磨地場産業開発機構事業計画及び予算の報告について	地方自治法第 243条の３第２項の規定に基づく報告	－
報告第７号	令和７年度公益財団法人西脇市文化・スポーツ振興財団事業計画及び予算の報告について	地方自治法第 243条の３第２項の規定に基づく報告	－
報告第８号	損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	地方自治法第 180条第２項の規定に基づく報告	－

第　108　回市議会提出補正予算案の概要

歳入歳出予算

（単位　千円）

会　計　名	補正前の額	補　正　額	補正後の額	補正予算の主な内容	
一般会計（第1号）	23,560,000	12,438	23,572,438	鉄道利用促進事業	2,000
				一般コミュニティ助成事業	2,500
				税務一般事務経費	1,425
				生活保護法施行事務経費	2,200
				農地利用効率化等支援事業	613
				日本のへそ西脇地域食材でおもてなし支援事業	3,700
				合　　計	12,438
				（財源内訳）	
				特定財源	12,904
				一般財源所要額	△ 466
特別会計	10,999,285	22,198	11,021,483		
介護保険特別会計（第1号）	5,325,012	22,198	5,347,210	国県支出金等返納事業	22,198

議員提出議案第２号

西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画の見直しを求める決議

西脇市議会会議規則第13条の規定により提出する。

令和７年６月６日

提出者　西脇市議会議員　森　脇　久　夫

賛成者　　同　　東　野　敏　弘

西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画の見直しを求める決議

西脇市教育委員会は、令和６年12月に統合中学校の活用施設を含む「西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画（以下「推進計画」という。）」を改定した。その後、対象地域での住民説明会や保護者説明会を開催したが、関係者の十分な理解は得られず、開校まで２年を切った現在に至っても開校準備委員会が開催できていない。

説明会終了後、黒田庄地区区長会は、「西脇東中学校と黒田庄中学校の統合を中止し、西脇中学校を含めた３中学校による統合を前倒しすること」を求める署名活動を実施し、令和７年５月22日に署名 7,725筆（市内在住者 6,390筆、黒田庄地区在住者 4,084筆（地区住民の約７割））と要望書を教育委員会に提出された。

そもそも、令和５年４月に策定した「西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画案（以下「推進計画案」という。）」における決定根拠であった「人口重心が西脇東中学校寄り」という点が令和８年度のみのデータに基づいており、合理性に疑問が持たれていた。さらに、当初は西脇東中学校活用で 1.5～２億円、黒田庄中学校活用で２～ 2.5億円とされていた工事費が、最終的に両校とも約 4.8億円に増加し、その理由も明示されず、市民の不信を招いた。加えて、令和５年３月の総合教育会議で市長が「冬季日照時間の差」を根拠の一つに西脇東中学校を推したことも、黒田庄地区住民の反発を強める要因となった。

非公開会議での推進計画案策定によって、当初から不透明感があったことに加え、策定におけるデータや論拠が不十分との指摘に対して教育委員会は必要な再検討を行わず、形式的な報告のみで対応が後手に回ったことは否めない。その後、保護者の署名や黒田庄地区区長会からの要望書を受け、教育委員会は令和６年１月に活用施設を白紙とした推進計画を策定し、統合懇談会や地域意向調査を実施した。しかしながら、その結果の反映が不明確なまま、再び活用施設を含む現在の推進計画として改定し、さらに市民の信頼を損なう結果となった。

こうした経緯を受け、今回提出された署名と要望書は、黒田庄地区住民を含む市民の強い意思を示すものである。教育委員会と市長はこれを真摯に受け止め、推進計画における中学校統合計画の見直しを求める。

以上決議する。

令和７年６月　日

西　脇　市　議　会

令和６年度 議会基本条例検証結果

条	問番号	質 問 内 容	今回値	前回値	比較		
1	1	西脇市議会基本条例の目的を果たせるよう努力したか	3.63	3.44	0.19		
2	3	行政の監視機関としての責任は果たせたか	3.56	3.38	0.18		
	4	情報公開や市民参加の推進に努めたか	4.44	3.69	0.75		
	5	透明性、公平性及び公正性を確保した活動ができたか	4.31	3.69	0.62		
	6	平易な言葉で説明責任を果たせたか	3.69	3.31	0.38		
	7	法令等を遵守した活動をしてきたか	4.81	4.25	0.56		
	8	市民の理解が得られる議会運営に努めたか	4.00	3.31	0.69	○	
3	9	直接選挙で選ばれた市民全体の代表者としての自覚の元に活動してきたか	4.38	4.38	0.00		
	10	自らの良心と責任をもって市民の負託に応えることができたか	4.19	3.81	0.38		
	11	市政の課題や市民の意見、要望を的確に把握した活動ができたか	4.06	3.88	0.18		
	12	自己の能力を高めるため不断の研さんに努めたか	3.88	3.88	0.00		
4	13	議案審査は充実し、その機能を十分に発揮できたか	3.38	3.25	0.13		☆
	14	事務調査は充実し、その機能は十分に発揮できたか	3.63	3.50	0.13		☆
	15	請願審査は充実し、その機能は十分に発揮できたか	－	－	－		
	16	陳情調査は、その機能は十分に発揮できたか	－	3.44	－		
	17	政策等の立案、提言その他能動的な活動に努めたか	3.40	3.38	0.02		☆
5	18	議員相互間の自由な議論を尽くし、合意形成に努めたか	2.94	2.88	0.06	○	☆
6	19	学識経験者等による専門的事項に係る調査制度は活用したか	1.00	1.31	-0.31		
	20	公聴会制度の積極的な活用はしたか	1.00	1.25	-0.25		
	21	参考人制度の積極的な活用はできたか	1.00	1.25	-0.25		
7	22	市民からの請願を政策提言と位置付け、意見を聞く機会を設けたか	－	－	－		
	23	市民からの陳情を政策提言と位置付け、陳情者からの意見を聞いたか	－	4.88	－		
8	24	議員研修の充実強化に努めたか	4.44	4.06	0.38		
	25	専門家及び有識者による研修会を積極的に開催したか	4.50	4.25	0.25		
9	26	市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価は行ったか	3.44	3.44	0.00		☆
	27	一問一答方式での質疑質問で、論点や争点を明確にしたか	3.00	2.94	0.06	○	☆
10	31	重要な政策等について第１０条に列記するような資料の提出を求めたか	5.00	4.00	1.00		
	32	政策等の審議にあたり、立案や執行における論点や争点を明確にし、さらには執行後における政策評価に資する審議に努めたか	3.25	3.19	0.06	○	☆
12	33	総合計画基本構想のほか、市民生活に大きな影響を与える計画等を議決事件として定めたか	1.00	1.31	-0.31		
15	34	市民の意向を反映するため、意見を聴取する機会の確保に努めたか	4.31	3.88	0.43		
	35	活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たしたか	4.31	3.63	0.68		
16	36	市政の諸課題について、自由な意見交換をする課題懇談会を開催したか	4.94	4.75	0.19		
17	37	議会の役割、責任を明らかにするため、議会活動に関する情報の公開を図ったか	4.94	4.81	0.13		
	38	本会議や委員会のインターネット配信に努めたか	5.00	4.94	0.06		
	39	全議案についての各議員の賛否、視察報告等を公表したか	5.00	4.94	0.06		
18	40	市民に対する議会報告会を通年にわたり開催できたか	5.00	4.88	0.12		
	41	市民の意見を聴取して議会活動の改善を図ったか	3.63	3.75	-0.12		☆
	42	市民との意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言等に生かせたか	3.56	3.69	-0.13	○	☆
19	43	議会だよりを毎定例会後に発行したか	5.00	5.00	0.00		
	44	議会だよりには議案に対する各議員の対応等「議会だより発行要項」に則した内容がきちんと掲載されたか	5.00	4.63	0.37		
	45	分かりやすく読みやすい充実した誌面となったか	4.13	3.69	0.44		
20	46	議場等の開放を実施できたか	5.00	4.63	0.37		
	47	より親しみのある議会と議会活動の活性化は目指せたか	4.13	2.75	1.38		
22	48	政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成できたか	－	－	－		
23	49	議長は、中立公正な職務遂行に努め、円滑な議会運営を行ったか	4.50	4.40	0.10		
24	50	積極的な情報提供を行う機能の充実強化に努めたか	－	－	－		
	51	議会図書室の一般利用は図られたか	－	－	－		
25	52	議会事務局の調査活動の充実を図ったか	－	－	－		
	53	議会事務局の法制能力の強化を図ったか	－	－	－		
26	54	市民の代表者としての倫理を常に自覚していたか	4.63	4.63	0.00		
	55	市民の疑惑を招くことのないよう行動したか	4.75	4.69	0.06		
	56	議員と市長等との関係の透明性を図ったか	4.19	4.19	0.00		
28	57	政務活動費の交付に関する条例を遵守したか	5.00	4.88	0.12		
	58	市民から疑義が生じないよう収支報告書は提出したか	5.00	4.81	0.19		
	59	収支報告書の公表に務めていたか	4.94	4.81	0.13		
30	60	継続的な議会改革に取り組んだか	3.93	3.56	0.37	○	☆
31	61	議会に関する条例、規則等の改廃に当たっては、この条例との整合を図ったか	5.00	4.88	0.12		
	62	一般選挙後の任期開始後、条例の理念を浸透させるため、この条例の研修を行ったか	－	－	－		
32	63	年１回、この条例の目的が達成されているか検証されたか	5.00	4.88	0.12		
	64	検証の結果、改善の必要がある場合適切な措置を講じたか	3.93	3.56	0.37	○	
			4.02	3.82	0.20		

☆ 令和７年度の重点取組課題候補　○ 令和６年度の重点取組課題

議会基本条例検証 各議員コメント

第１条

・議会は議論の場で確認の場所ではなく、しっかりと議論を深めていき、理事者に提案や考え方をしっかり伝え、改善して、サービスなどの向上を図る。１
・議会として基本条例の理念に沿った取組をおおむね行っていると感じている。市民との意見交換の機会が継続的に設けられている。（議会と語ろう会）
・市民の付託に応えられるようにと、議員が努めていると感じる。１
・多くの市民が、現在の議会活動に満足をしているような状況にないと考える。１
・努力はしたと思うが、際立った成果はない。1
・「どういう努力なのか」の捉え方が一致しているか気になる。１
・各議員が議案、施策、事業等について検証する能力があるかが重要と考えるが、様々な考えがあって良い。よって、どちらともいえないため。１
・議会改革として動き出したときは、何をすべきかが分かりやすかったが、近年は日程消化に埋没しているように感じる。議会の在り方を問うべきである。1

第２条

・理事者、議員ともにカタカナ言葉が多くなっていると思います。６
・市の意思決定機関としての役割や、行政の監視責任を意識しながら、今後も透明性と節度責任の向上に取り組んで行きたいと思います。２　３
・ホームページ等を活用して情報公開できたと感じる。４
・「平易な言葉で分かりやすく」を心掛けているつもりですが、理事者側に合わせている部分があります。６
・決算審査における「国保の財調」について、「申入れ事項」候補とすることに多くの議員が賛成しながら、「申入れ決定」の際には、一転して賛成少数となり、その上に反対討論もなく、市民には分かりにくいと思った。８
・情報公開や市民参加の推進はまずまずできた。４
・分かりやすく市民に伝えるということに、もっと努力が必要と感じる。６　８
・行政の監視機関として厳しい指摘をする議員が少数であること。むしろ、行政を擁護する討論が多々見られることが残念である。３
・意思決定・監視機関として機能しているかであるがどちらともいえないため。
２　３
・市の意思決定とは、議会としての意思決定であるが、「意思」が市長の追随機関になっている。賛成の根拠が非常に薄いことが多々ある。２

・議員全員に行政を監視するという意識があるかと問われればそうではないように思える。３
・どこまで平易な言葉にするかが難しい。６

第３条

・まだ、経験不足や議員個人としてできることがあると思います。
・今後も市民の声を丁寧に受け止めて活動に心がけていく。
・一昨年より昨年は自己研鑽に取り組めたと感じる。12
・まだまだ勉強が必要です。12
・市民の要求に基本として断らない状況をまず作ることに徹している。９
・自己評価ではなく、議員個々に対する評価制度のような客観的な判断が求められるのではないかと考える。
・市民の意見、要望は様々。自らの責任での活動が、結果として市民全体の負託に応えたことになるのか。11
・的確に把握した活動は完全にはできていない。11
・まだまだやるべきことは多い（伸びしろはある）。
・自分を高めるための努力はまだできていないと思う。12
・自分自身の議員活動を振り返り、反省すべき点も多々ある。ただ、自分の能力を高めるために市民との意見交換や研修に数多く参加した。12
・市民の代表としての自覚を持って活動しているつもり。９
・議員個人の活動の見える化が極めて薄い。議員により差がありすぎる。議員個人の活動の見える化についての質問事項が必要

第４条

・確認や意味のない質問が多く、議論の充実が不足している。議論をしても論点が変化していく。13 14
・議案審議や事務事業調査を通じて、委員会としておおむね果たせたと思う。今後も政策提言などの取組をさらに充実させていく。13 14 17
・委員会として、諸課題に対し議論し、市政に提言できたのではないか。17
・視察を含め、知識を深めることが必要である。13 14
・文教民生では、事務事業評価が１件に留まっており、少ないように感じる。14
・充実し、十分に発揮できたとは言い難い。13 14
・しっかりとした政策立案はできていない。17
・議案等に対する勉強不足の面があると思う。13 14

・議案内容をしっかりと理解した上で、質疑を行っていない委員が見られたことが残念であった。13
・議案審査が十分とは思えない。特に、議員間討議は不十分と思うため。13
・政策等の立案、提言が一般質問ということであれば努めたと言えるが、それだけではないと思うところがあり、充分とは言えない。17
・議案の審査が充実とまでは言えない。各議員の議案の調査が足りない。13
・政策提言能力は低下しているように思える。17

第５条

・確認や意味のない質問が多く、質問を多くすれば良いとなっている所があり、じっくり議論できていない。批判のみが多い。18
・できたのではないか。合意形成には考え方の違いもあり難しいが、努めたのではないか。18
・議論は必要である。18
・自分の意見の主張に留まり、合意形成にまでつながっていないと思われる。18
・賛否や課題のある議案について、議員間討議を深めて、意見を集約し、修正につなげるような議論ができていないと考える。18
・議案によっては、議員の結論が先にある。合意形成にはなかなか至らない。18
・自由な議論はするが、合意形成に努めようとする意識はない。18
・反対意見を聞き、理解しようとする姿勢も必要　18
・議員間討論が重要であると度々問題提起がされているが、議員間の問題意識に差異があり、討論ができない現状があるように感じる。18
・議案審査が十分とは思えない。特に、議員間討議は不十分と思うため。18
・委員長として意見は引き出せたと思うが、議論を尽くせたかは力量不足であった。18
・最初から自分の意見が決まっており、意見を述べ合うだけで、合意形成が困難である。18
・議員間討議が足りない。合意形成に努めようとする意欲に乏しい。18
・議論は活発化しているが、各人の結論が先にあり、合意形成に努めたかと言われれば疑問である。18

第６条

・参考人制度の積極的な活用する機会がなかった。21
・しようとすらしていない。19 20 21

第７条

・市民の請願、陳情を政策提言として尊重し、意見を聴く機会を一定程度設けている点、今度は、聴き取りの制度化や対応状況などを進めることでさらに実効性が高まると思います。

第８条

・研修会の開催ができた。24 25
・一般質問に関して研修を行ったが、その成果が十分に生かしきれていないように感じる。24 25
・とりあえずやりました。24 25
・したことはしたが理解できたか、を生かすことができたかは分からない。24 25
・結果として研修会を行っているに過ぎない。積極的な開催の声があったわけではない。24 25
・個の向上につながったか。24 25

第９条

・批判のみで提案や改善方法なのか示されていないと思うことが多い。27
・もう少し論点の明確化に努めて行くことが大事と考えます。27
・できたのではないか。26
・質疑を深めることが必要である。27
・一般質問では、聞き取りの段階から先の議論ができていないと感じる。27
・自己主張はするが、論点や争点は明確ではない。27
・論点がよくわからない質問も多い。質問することに意義を感じているように思う。27
・議会全体としては、市長等と緊張ある関係が保持されているとは言えないと考える。26
・できているかがよくわからない。27
・議会が市長の追随機関になっていると感じるところ大で、質問も「一問一答」に終わっているケースが目立つ。監視ができているか、大いに疑問を感じる。26 27
・執行の監視意識がどれだけあるか疑問符がつく。評価する意識にも乏しい。26
・そもそも論点や争点のある質疑質問がどれほどあったことだろうか。27
・いろんな意味で、市長と対峙できているのか。26

・一問一答方式の解釈が間違っている。学芸会ではない。聞き取りが形骸化している。27

第 10 条

・議論が深められていないと思います。32
・資料請求を行い、事業の深堀をしたと感じる。31 32
・政策評価を深めるための知識が必要である。32
・議案審議はなされていても、その結果における評価について、議会での審議や市民の声の反映など改善の余地があるように思われる。32
・決算審議において、次年度の予算に反映されるような議論になっていないように感じる。32
・予算・決算の審議はまだまだ十分でない。32
・しているつもりだが、十分かどうかわからない。32
・論点や争点を炙り出すような質疑質問は少ない。32
・決算は予算に、予算は決算に向けて審査するという意識はあるか。32
・本質的な審議が不十分である。あくまで是々非々の精神で。32

第 11 条

第 12 条

・していない。33
・6 年度において、市民生活に大きな影響を与えるような計画等はなかったように思える。33
・総合計画等は議決事件にすべきでない。33
・基本構想を議決事件とすべきかの議論は。33
・する気もない。33

第 13 条

第 14 条

第 15 条

・市民の意見を網羅したわけではないが、議会と語ろう会等で議会活動報告と意見交換ができている。34 35
・「議会だよりモニター制度」は、将来的には「政策サポーター制度」への移行を目指しているとのことだが、具体的な進展が見られていない。他の市町では導入が進んでいるので、移行に向けて具体的な検討を行うべきと考える。34
・それなりにはできたと思う。34 35
・やることはやっている。34
・徹底していないかもしれないがしている。35

第 16 条

・委員会で課題懇談会を開催できた。36
・事務事業評価で課題懇談会を開催した程度で、もっと広く懇談会を行うことが必要。36

第 17 条

・議会だより、ホームページにて。37

第 18 条

・今のままの議会報告でよいのか。色々とやらずに市民の望む議会報告会を追求した方がよいと思う。41
・開催している。40
・市民の声を聞く力が必要。41
・意見は聴取するものの理事者とのやりとり（課題解決に向かって）が薄く感じる。41
・議会報告会で要望を聞き、改善につながる事例は少なくないと思う。その一方で、市民の意見を「聞くだけ」の会になりがちであり、意見交換をどう充実させるかが課題と考える。41 42

・政策提言につなげるものはなかったが、参加者の皆さまとの意見交換は有意義である。会場（自治会）によっては参加者に偏りがある。42
・意見聴取の中に、そういったケースがあまりなかったように感じる。41
・努力はしているが政策提言にはなかなかつながらなかった。42
・議会報告会が通年開催になって、市民の意見等が聞きっぱなしになっていないか危惧する。41 42
・十分とは言えないかもしれないが取り組んでいる。41 42
・議会の在り方、議員活動の在り方等で、市民との意見交換が必要である。41
・議会活動の改善はない。41
・市民起点の政策提言もほとんどなかったのではないか。42

第 19 条

・市民に知らせるための議会だよりと議会報告会を追及したら良いと思う。45
・発行している。43
・議会だよりモニターさんの意見を取り入れて読みやすくなったと思うが、引き続き、センスが求められる。45
・これまでのモニター会議で、フォントや色使い、レイアウトなどの「見やすさ」については、一定の改善が得られているので、今後は「内容」などについてモニターの意見を反映できればと考える。45
・まだまだ改善点はあるが、良くなったと思う。45
・モニターからの指摘の活用も含め、よくできていると思う。45
・年４回、出しているのは出している。43
・「分かりやすく読みやすい充実した誌面」か否かはモニターの意見によるが、委員会としては努力している。45
・前に比べ読みやすくなったとは言われるが…。45

第 20 条

・学生の方に、夏休みの一部の期間に会議室を勉強部屋として開放している。46
・議会に親しみを持ってもらう機会として、夏休みの議場開放は意味があると思うが、利用者が減ってきているので、改めての周知が必要と考える。47
・高校生議会を開催できたことは良かった。継続あるのみです。47
・議場を開放して何かイベントをするとしても多くは入れない。47
・実施はできているが、利用者を増やすのが目的なら、生徒に周知する方法を考えること。46

・今の議場開放がより親しみのある議会に寄与した事実はないと思う。47

第 21 条

第 22 条

第 23 条

・できていると思う。49
・普通 49
・議場は議長が主導権を持って運営するものであり、議長はそのことを肝に銘じてほしい。49

第 24 条

第 25 条

第 26 条

・今後も透明性と誠実さを心がけていきます。54 55
・できている。54 55
・反省する部分もあるが、全体としては自覚を持った行動をしたと思う。54
・自覚しているつもり 54

第 27 条

第 28 条

・努めた。59
・使途の透明性は必要である。充当可能な経費の見直し（確認）が必要ではないか。58

第 29 条

第 30 条

・協議会で課題に対し、議論していると感じる。60
・改善に努めているが、議会と語ろう会の課題抽出や課題検証において、対応が弱くなったように感じることがある。60
・各議員の一般質問に関して、課題を指摘し合う機会が設けられた。60
・継続しているが、あれもこれもと総花的で集中できていない。60
・自身が議会改革って何なのかが理解していないかもしれません。60
・議会改革として動き出したときは、何をすべきかが分かりやすかったが、近年は「議会改革」の雰囲気がない。60
・定例会後の反省会は評価できる。しかし改善ができたかと言われると…。60

第 31 条

・実施している。

第 32 条

・毎年、基本条例の評価している。63
・適切な措置かは何とも言えないが、時間をかけて協議はしている。64
・何を改善したらよいのかが分かりません。64
・「適切な措置を講じた」場合の結果検証を行う。質問の内容が「実施したか、していないか」の評価になっており、「結果について」がない。その点がなければ、問題点が見えてこない。63
・適切な措置が難しい。個人に帰するものはまだまだだと思うが。63

議会基本条例検証事項についての改善策（前年度）

問18　議員相互間の自由な議論を尽くし、合意形成に努めたか。
【改善案】
・委員長の采配が大事で、課題点や問題点を摘出し、その改善策について議論を行う。
・修正案、附帯決議の他、執行においての注意点等を委員会審査報告に明記するなどの策が考えられる。
・また、所管常任委員会で執行状況確認を行う中、所管事務調査事項として特出しし、来年度予算編成に向けての市長申入れを行う等が考えられる。

問27　一問一答方式での質疑質問で、論点や争点を明確にしたか。
【改善案】
・一般質問の研修を実施する。特に１期目議員は一般質問の研修を受けたことがないので、研修してスキルアップを目指す。
・一般質問含め質疑質問は充分な事前調査をしてから行う。思い付きではなく、普段の議員活動の中で常日頃考えていることを形にする。
・定例会後の反省会で遠慮なく指摘し合ってレベルアップを図る。

問32　政策等の審議にあたり、立案や執行における論点や争点を明確にし、さらには執行後における政策評価に資する審議に努めたか。
【改善策】
・予算審査時に提出される政策形成過程資料に記載されている事業については、所管常任委員会で年２回程度進捗状況の報告をもらって執行確認をしていく。
・事務事業評価対象事業については、当初に事業目的、事業目標等を明らかにしておく。

問42　市民との意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言等に生かせたか。
【改善策】
・議会と語ろう会も形を変えたので、成果が出るまでにもう少し時間がかかるのではないか。
・運営は班任せなので、人数によってはテーブルも取り払って椅子だけで車座になって意見を交換する形も良い。ただ、対面型の教室方式はやめるべき。
・現在、３人だけで行っているが、書記サポートが必要ではないか。（要議論）

問60　継続的な議会改革に取り組んだか。
【改善策】
・議会改革を初めた時の熱意が冷めてしまっているところもあるので、原点に帰って「何のためにやっているのか」を再確認したほうがよい。

・改革論議を議会運営委員会だけでやるのではなく、全議員協議会のような場で議論をする必要もあるのではないか。
・ハラスメント研修を受けたなら、その研修を受けてさらに近隣市のように「議員からのハラスメント職員アンケート」や、アンケート結果によっては「ハラスメント防止条例」を制定するなど、研修を受けてどう動くかが大事。

問64　検証の結果、改善の必要がある場合適切な措置を講じたか。
【改善策】
・検証の結果の改善措置は誰の責任下であるのか明記する必要がある。責任が曖昧だから推進役が存在しない。
・令和５年度の検証しての改善策が本当に機能したかの検証が必要である。

以上